

安全運転管理者によるアルコールチェックが義務化されます！

令和4年4月1日
施行

- 運転前後の運転者の酒気帯びの有無を目視等で確認する
- 確認内容を記録して、その記録を1年間保存する

令和4年10月1日
施行

- 運転前後の運転者の酒気帯びの有無をアルコール検知器で確認する
- アルコール検知器を常時有効に保持する

アルコールチェック義務化Q&A

運転前後とは？

必ず運転の直前や直後に行うものではなく、一連の業務前後で行うことで足りる。運転を含む業務開始前や出勤時、業務終了後や退勤時に行っても構いません。

目視等での確認とは？

「顔色」「呼気の臭い」「声の調子」などで酒気帯びの有無を確認します。確認は対面が原則です。

対面確認ができない場合は？

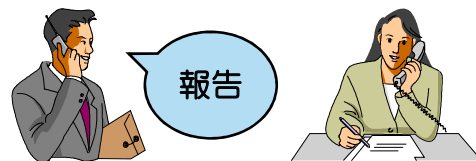
運転者に「アルコール検知器」を携帯させ、カメラ・モニターなどで顔色の確認や電話、無線などで声の調子を確認し、アルコール検知器で測定した結果を報告させる方法があります。

直接現場へ出勤や出張する際のアルコールチェックは？

遠隔地におけるアルコールチェックとしては、

- ①運転者にアルコール検知器を携帯させた上、安全運転管理者等に対し、携帯電話による直接対話等による確認方法
- ②出張先等にある同一の自動車の使用者が設置する営業所等において、当該営業所等の安全運転管理者によるアルコールチェック（検知器も同営業所等のもの）を受け、その確認内容を本来の安全運転管理者に報告する方法

等により行います。



記録の保存方法は？

必要事項として、「①確認者名②運転者③自動車登録番号など④確認の日時⑤確認の方法⑥酒気帯びの確認⑦指示事項⑧その他必要な事項」について、データとしての記録や書面へ記録などが可能で、その記録を1年間保存することになります。 ※別紙記載例を参考にしてください。

どんなアルコール検知器が必要？

「音」「色」「数値」などで酒気帯びの有無を確認できるものであれば、性能上の要件はありません。

安全運転管理者以外の者が確認しても良いのか？

安全運転管理者が不在時や確認が困難な場合は、副安全運転管理者や安全運転管理者を補助する者が行うことができます。

アルコール検知器を常時有効に保持とは？

正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことが必要です。取扱説明書に基づき、適切な使用、管理、保守、定期的に故障がないかを確認することが必要です。

アルコールチェック時の記載例

令和〇年 〇月 〇日 ()									
	確認者	運転者	車両番号	確認時間	確認方法	検知器使用の有無	酒気帯びの有無	指示事項	その他（備考）
運転前 (出勤時)	宮城 太郎	宮城 花子	宮城〇〇〇 み△△-△△	時 分 9:00	対面・電話 その他()	(有) 無	有 (無)	運行前点検と法令遵守	
運転後 (退勤時)	宮城 太郎	宮城 花子	宮城〇〇〇 み△△-△△	時 分 17:00	対面・電話 その他()	(有) 無	有 (無)	充分な休息による体調管理	
運転前 (出勤時)				時 分 :	対面・電話 その他()	有 無	有 無		
運転後 (退勤時)				時 分 :	対面・電話 その他()	有 無	有 無		
運転前 (出勤時)				時 分 :	対面・電話 その他()	有 無	有 無		
運転後 (退勤時)				時 分 :	対面・電話 その他()	有 無	有 無		
運転前 (出勤時)				時 分 :	対面・電話 その他()	有 無	有 無		
運転後 (退勤時)				時 分 :	対面・電話 その他()	有 無	有 無		

※上記の記載例については、一例となります。必要事項の記載があれば事業所等において作成した様式などでも構いません。